

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越日高線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
川越市大字笠幡字本郷四五五 五番二地先から同市大字笠幡 字本郷四五八〇番六地先まで		区 間
一一・四七〇 一四・三八	八・八二〇 一〇・七一	敷地の幅員 (メートル)
一七五・七九		延長 (メートル)
交差点整備事業による。		備考